

広島県教育委員会教育長訓令第八号

本 庁  
地 方 機 関  
学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和五年十月二十三日

広島県教育委員会  
教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等決裁規程（昭和五十三年広島県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<b>別表第二（第六条の一関係）</b>			
管理部	部課の区分	管理部	部課の区分
総務課		総務課	
	部長専決事項		部長専決事項
	(略)		(略)
	課長専決事項		課長専決事項
	一一八(略)		一一八(略)
	十九 個人情報保護に関する法律第百十一条の規定による行政機関等匿名加工情報の提案の募集、同法第百十四条（同法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による行政機関等匿名加工情報の提案の審査等、同法第百十五条（同法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結、同法第百十六条の規定による作成等及び同法第百二十条の規定による契約の解除		
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行する。